

○東洋町空き家バンク制度実施要綱

平成30年9月27日

要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東洋町における空き家の有効活用を通して、新たな定住者を確保するとともに、移住定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 東洋町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)に空き家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を添えて、必要事項を記入の上、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、登録番号を付して空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、東洋町暴力団排除条例(平成23年東洋町条例第6号)第2条第2号の暴力団員に該当する者及び高知県暴力団排除条例(平成22年条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者であると認める場合は、登録は行わないものとする。
- 3 町長は、前項に規定する登録内容を確認する場合において、第1項の規定による登録の申込みをした所有者等が、当該空き家の契約交渉について公益社団法人高知県宅地建物取

引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会高知県本部に加盟する事業者の仲介を希望しているときは、不動産取引協会に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、当該所有者等に通知するものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は空き家バンク登録抹消届出書(様式第5号)の提出があったときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書(様式第6号)により当該空き家登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(利用登録)

第7条 空き家バンクの利用を希望する者が、空き家登録者の登録された詳細な情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかの要件を満たす者か確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第8号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(1) 空き家に定住して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、空き家登録者の登録された必要な情報を公開するとともに、その情報を利用登

録者に提供するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書(様式第9号)により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第10号)により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第7条第2項に規定する要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録抹消届出書(様式第11号)の提出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他町長が適当でないとしたとき。

(調査)

第10条 町長は、空き家情報バンクへ登録の申込みのあった空き家について、空き家登録者の希望する賃料等の価格が適正な価格であるか調査することができる。

2 町長は、前項の調査の結果、空き家登録者の希望する賃料等の価格と調査した価格に格差があるときは、空き家情報バンクへの登録を拒否することができる。

(情報の公開)

第11条 町長は、空き家情報を次に掲げる方法により、情報の一部について一般公開を行うものとする。この場合において公開する情報は、空き家バンク登録台帳から個人情報を除いたものとする。

- (1) 東洋町公式ホームページ及びあったか高知暮らし住宅支援システム専用ホームページなどウェブサイト及び広報誌等への掲載による公開
- (2) 空き家バンク登録台帳の閲覧による公開

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家登録者及び利用登録者は、空き家バンクの利用により得た個人情報の取扱

いについて、次に掲げる事項に留意し、適正に取り扱わなければならない。

- (1) 他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 町長の承諾なく複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 利用後は、速やかに廃棄又は消去その他復元ができない適正な方法による措置を講じなければならないこと。
- (5) 漏えい、毀損又は滅失等の事案が発生したときは、直ちに町長に報告し、その指示に従うこと。

- 2 空き家登録者及び利用登録者は、その登録が抹消された場合においては、直ちにその保有する個人情報を町長に返還し、又は前項第4号の規定に準じた措置をとらなければならない。

(交渉の申込み及び通知)

第13条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、空き家バンク物件交渉申込書(様式第12号)に誓約書(様式第13号)を添えて、希望物件の登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合には、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、当該希望物件の空き家登録者にその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた空き家登録者は、町を介し、遅滞なく当該利用登録者へ回答するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第14条 町長は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

東洋町長 様

住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____

空き家バンク登録申込書

東洋町空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、同要綱第4条第1項の規定により、空き家バンクへ登録を申し込みます。

1 契約交渉については、次の方法を選択します。

※いずれかの（ ）内に○を記入してください。

（ ）直接型

契約交渉に関わるすべてについて、空き家登録者と利用登録者の両者間で責任をもって行います。

（ ）間接型

契約交渉に関わるすべてについて、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会または、社団法人全日本不動産協会高知県本部へ媒介を依頼します。併せて、同協会へ情報の提供を承諾します。

2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。

3 家屋情報等の確認のため、町の税情報の使用を認めます。

注(1) 東洋町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「空き家登録者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「空き家登録者」と「利用登録者」間で確認していただきます。なお、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会高知県本部へ依頼する際の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

(2) 東洋町個人情報保護条例（平成17年条例第2号）の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は「利用登録者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号(第4条関係)

登録番号 号
 受付日 年 月 日 登録変更日 年 月 日
 登録日 年 月 日 登録抹消日 年 月 日
 契約 成立 抹消

空き家バンク物件登録カード

| | | | | | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 直接/間接 | <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 | | 賃貸/売却 | <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却 | |
| 物件住所地 | | | | | |
| 所有者管理者 | 〒 | 住 所 | | | |
| | フリガナ | | 生年月日 | | |
| | 氏 名 | | TEL | | |
| | 携帯 | | FAX | | |
| その他連絡先 | E-Mail | | | | |
| | 〒 | 住 所 | | | |
| | フリガナ | | 生年月日 | | |
| | 氏 名 | | TEL | | |
| 権利関係 | 建物の所有者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| | 土地の所有者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| 権利書 | 建物:有/無 土地:有/無 | | | | |
| 建築確認書 | 有/無 | | 設計図書 | 有/無 | |
| 入居(売却)可能時期 | <input type="checkbox"/> 即時可 <input type="checkbox"/> 年 月~ | | | | |
| 希 望 価 格 | 売却希望 価格 | 円 | | | |
| | 賃貸希望 価格 | 賃料:月額 | 円 | | |
| | | 敷金 | 円 | 礼金 | 円 |
| 物件の概要 | | | | | |
| 面積 | | | 構造 | 建築年 | |
| 土地 | m2 | | 坪 | <input type="checkbox"/> 木造 | 補修の要否 |
| 建物 1階 | m2 | | 坪 | <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| | m2 | | 坪 | <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート | <input type="checkbox"/> 必要(|
| | | | <input type="checkbox"/> その他(| * <input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 | |
| 間取り 1階 | 和室 畳× | 洋室 畳× | <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他(| | |
| | 2階 | 和室 畳× | 洋室 畳× | <input type="checkbox"/> その他(| |
| その他付帯物件 | <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 田(m2) <input type="checkbox"/> 畑(m2) <input type="checkbox"/> 納屋 <input type="checkbox"/> 倉庫 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 車庫・駐車場(台) <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| 利用状況 | <input type="checkbox"/> 放置(年) <input type="checkbox"/> 定期的に管理(年 回) <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| 空き家となった理由 | | | | | |
| 設備状況 | | | | | |
| 電気 | <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| ガス | <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| 風呂 | <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| 水道 | <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| 下水道 | <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| トイレ | <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り 便器 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 | | | | |
| ネット環境 | <input type="checkbox"/> 光通信 <input type="checkbox"/> ADSL <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他(| | | | |
| ペット | <input type="checkbox"/> 可(室内/室外) <input type="checkbox"/> 不可 | | | | |
| 現地立会い | <input type="checkbox"/> 可(本人/管理人/その他) <input type="checkbox"/> 不可 | | | | |
| その他 | | | | | |
| 賃貸・売買相手に対する要望等 | | | 物件・周辺環境について | | |
| | | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

* 抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

空き家バンク登録完了通知書

申請者 様

東洋町長 印

空き家バンク登録台帳への登録が完了しましたので、東洋町空き家バンク制度実施要綱第4条の規定により通知します。

登録番号 第 _____ 号

登録日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※登録事項に変更等が生じた場合には、速やかに手続きを行って下さい。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

東洋町長 様

申請者 印

空き家バンク登録変更届書

東洋町空き家バンク制度実施要綱第5条の規定により、登録台帳の変更をお願いします。

登録番号：第 号

変更内容：様式第2号による

※登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

東洋町長 様

申請者 印

空き家バンク登録抹消届出書

東洋町空き家バンク制度実施要綱第6条の規定により、空き家バンクへの登録を抹消したいので、届出いたします。

登録番号：第 号

住所：

氏名：

抹消理由：

様式第6号（第6条関係）

空き家バンク登録抹消通知書

年 月 日

様

東洋町長 印

東洋町空き家バンク制度実施要綱第6条の規定に基づき、空き家バンクの登録を抹消したので、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------|--|
| 登録番号 | |
| 抹消年月日 | |
| 抹消理由 | |

申込者

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|---------|
| 住所 | 〒() | | | |
| (フリガナ) | | 生年月日 | 年 月 日(歳) | |
| 氏名 | 印 | | | |
| 電話番号 | | FAX | | |
| E-mail | | | | |
| 職業 | | | | |
| 家族構成 | 名 前 | 続 柄 | 年 齢 | 職 業(学年) |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 空き家情報利用の理由(移住を希望する理由、転居の理由等) | | | | |
| 希望物件 | 物件番号 | | | |
| 賃貸・売買希望 | <input type="checkbox"/> 賃 貸 <input type="checkbox"/> 売 買 | | | |
| 希望エリア | <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 山間部 <input type="checkbox"/> 農村部 <input type="checkbox"/> 海岸部 <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| 登録物件に希望する者がいない場合、希望する家の立地、構造、間取り等 | | | | |
| | | | | |
| 希望 月額賃料 | 円 | | | |
| 希望 売買価格 | 円 | | | |
| その他希望すること | | | | |
| | | | | |

※この情報は、空き家の所有者に利用希望者を紹介する際の資料として用います。登録を抹消するとともに、一切の苦情等は受付しません。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年 月 日

様

東洋町長 印

空き家バンク利用登録完了通知書

下記のとおり、登録が完了しましたので、要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

東洋町長 様

申請者 印

空き家バンク利用登録変更届書

東洋町空き家バンク制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり空き家バンク利用登録の変更をお願いします。

登録番号：第 号

住所：

氏名：

変更内容：

様式第 10 号 (第 9 条関係)

年 月 日

様

東洋町長 印

空き家バンク利用登録抹消通知書

下記のとおり、登録を抹消しましたので、要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 抹消年月日
- 3 抹消理由

様式第 11 号 (第 9 条関係)

年 月 日

東洋町長 様

申請者 印

空き家バンク利用登録抹消届出書

東洋町空き家バンク制度実施要綱第 9 条の規定により、空き家バンクへの利用登録を抹消したいので、届出いたします。

登録番号 : 第 号

住 所 :

氏 名 :

抹消理由 :

様式第 12 号 (第 13 条関係)

年 月 日

東洋町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
年 齢
印 歳
電話番号 (自宅)
(携帯)
ファックス番号
E-mail @

空き家バンク物件交渉申込書

東洋町空き家バンク制度実施要綱第 13 条の規定により、次の物件の交渉を申し込みます。

希望物件番号 番

家族の状況

(同居する方のみ)

氏 名

続 柄

年 齢

| 氏 名 | 続 柄 | 年 齢 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

利用形態

- 1 定住
- 2 定期的利用
- 3 その他 ()

* 東洋町個人情報保護条例 (平成 17 年条例第 2 号) の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「空き家登録者」「空き家登録者の媒介を行う業者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第 13 号 (第 13 条関係)

誓 約 書

東洋町長 様

私は、東洋町空き家バンクの交渉にあたり、空き家バンク実施要綱第 7 条第 2 項に規定する要件を満たす者であること及び空き家を利用することとなったときは、東洋町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めることをここに誓約します。なお、この制度で得た情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第9条関係)

様式第11号(第9条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第13条関係)